

## 新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例等について

4月30日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関連する法案が国会で成立し、厳しい状況に置かれている納税者に対して、次に掲げる税制上の措置が講じられることとなりました。

### <徴収猶予の特例>

町税を納期限までに納付することが困難な場合は、現行の猶予制度を緩和する特例（徴収猶予の特例制度）が適用されます。

#### ●対象となる税金

- ①令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税  
(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・法人住民税)
- ②各税目の納期ごとに対象となります(例：固定資産税2期分、国民健康保険税2期分)

#### ●特例による猶予の要件

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している。
- ②一時に納付することができない。

<個別事例>

- ⑦納税者ご本人または生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した。
- ⑧消毒作業等で、備品や棚卸資産を廃棄した等、財産に相当な損失が生じた。
- ⑨納税者ご本人が営む事業について、新型コロナウイルスの影響で、事業を休廃止した。

#### ●猶予の概要

- ①猶予期間は各納期限から1年間
- ②猶予期間中は督促、延滞金が全額免除(現行の猶予制度でも軽減あり)
- ③担保の提供は不要(現行の猶予制度では原則担保が必要)
- ④猶予した町税については、財産の差押え等滞納処分はしない。

#### ●申請手続

- ①各税目の納期限までに申請をしてください(納付済みのものは対象外)  
(既に納期限が経過した税については、令和2年6月30日が申請期限となります)
- ②申請書、猶予の要件を証する資料(売上台帳、給与明細書等)  
⇒[徴収猶予申請書](#)、[財産目録](#)・[財産収支状況](#)・[収支明細](#)、[申請書記入例](#)
- ③郵送やeLTAXによる申請も可能です。
- ④後日、猶予の可否について通知をします(納付書も同封)

◆国税の特例猶予についてはこちら ([https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm))

◆岐阜県税の特例猶予についてはこちら

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/zeikin/kenzei/11110/tokureiyuyo.html>)

※[特例猶予が適用できない時は、現行の徴収猶予もあります。](#)

■お問い合わせ：神戸町役場 税務課 TEL 27-0173